

平成 21 年 6 月 29 日

愛知県公立大学法人理事長  
清水 哲太 様

愛知県公立大学法人

監 事 加藤 茂

監 事 加藤 純利

## 監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項に基づき、愛知県公立大学法人の平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画及び一般に認められた監査手続に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 事業報告書及び事業実績報告書は、愛知県公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以 上